



宮 崎 県 公 報

平成24年 6 月28日 (木曜日) 第 2399 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の名称の変更……………（ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の休止……………（ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の休止……………（ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ ” ） 3

頁

- 保安林の指定予定の通知（5件）……………（自然環境課） 3
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 4
- 道路の供用の開始……………（ ” ） 4
- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更について……………（建築住宅課） 4

公 告

- 電子申請ASPサービス提供業務に係る企画提案競技の実施……………（情報政策課） 5
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出（3件）……………（ ” ） 6
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令（3件）……………（管理課） 7
- 開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課） 8

病院局公告

- 入札公告…………… 8

告 示

宮崎県告示第 476号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 富士	延岡市北方町角田丑13番地90	訪問看護ステーション きたかた	延岡市北方町川水流卯92-1	平成24年 5月7日
株式会社 はまぼう	日南市大字 下方 583番地 1	はまぼう訪問看護ステーション	日南市大字 下方1376番地 4	平成24年 5月10日
有限会社なごみ苑	都城市上長飯町7号12番地2	デイサービス花水木	都城市上長飯町7号13番地1	平成23年 11月15日
有限会社ケアハウスぬめ	都城市五十町2394番地	デイサービス なごみ	都城市蓑原町8113番地	平成24年 4月16日

くもりの里	5	の里		
合同会社風雅	都城市都原町38番地2	訪問介護ステーション 秋桜	都城市都原町38番地2	平成24年 4月20日
有限会社小玉商事	日南市西町2丁目8番17号	心の家介護サービス	日南市岩崎1丁目7-11	平成24年 6月1日
日向市	日向市本町10番5号	日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙14番地1	平成24年 4月1日
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝西都訪問ヘルパーステーション	西都市大字 岡富九柵園 658番地2	平成24年 3月8日
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝西都デイサービスセンター	西都市大字 岡富九柵園 658番地2	平成24年 3月8日
株式会社ステップアップ	北諸県郡三股町大字樺山4717番地1	デイサービスセンター 三股	北諸県郡三股町大字樺山4717番地1	平成23年 9月1日

社会福祉法人 人報謝会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地2	ミュージズの 朝国富訪問 ヘルパース テーション	東諸県郡国 富町大字本 庄6522番地 1	平成24年 2月20日
社会福祉法人 人報謝会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地2	ミュージズの 朝国富ダイ サービスセ ンター	東諸県郡国 富町大字本 庄6522番地 1	平成24年 2月20日

宮崎県告示第 477号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社ス トップアッ プ	北諸県郡三 股町大字樺 山4717番地 1	居宅介護支 援事業所 ケアプラン チロル	都城市東町 4 街区30号	平成24年 4 月19日
株式会社笑 顔	都城市平塚 町3185番地 7	居宅介護支 援事業所 笑顔	都城市平塚 町3185番地 7	平成24年 5 月22日
社会福祉法 人綾康会	東諸県郡綾 町大字南俣 561	ケアプラン やすらぎ	東諸県郡綾 町大字南俣 622番地 3	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法 人報謝会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地 2	ミュージズの 朝 国富居 宅介護支援 事業所	東諸県郡国 富町大字本 庄6522番地 1	平成24年 4 月17日

宮崎県告示第 478号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人綾康 会	東諸県郡綾町大字 南俣 561番地	ケアプラ ン やす らぎ	東諸県郡綾町大字 南俣 561番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称			変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
ケアプラン やすらぎ	社会福祉法人綾康会やす らぎの里		平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 479号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
セントケア 九州株式会 社	熊本県熊本 市十禅寺 1 丁目 3 番 1 号	セントケア 訪問看護ス テーション 都城	都城市年見 町23- 1	平成24年 2 月29日
医療法人社 団正立会	都城市金田 町2263	医療法人社 団正立会黒 松病院	都城市金田 町2263	平成23年 12月22日
医療法人渡 辺医院	えびの市大 字向江 929 番地	ホームヘル プステーシ ョン渡辺	えびの市大 字向江 929 番地	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 480号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺1丁目3番1号	セントケア都城	都城市年見町23-1	平成24年2月20日

宮崎県告示第481号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人敬和会	都城市郡元1丁目9番地5	医療法人敬和会戸嶋病院	都城市郡元1丁目9番地5	平成24年3月31日
医療法人宏仁会	都城市山田町中霧島33-23-8	えびはら訪問看護ステーション	都城市山田町中霧島33-23-8	平成20年3月31日
医療法人社団永和舎	延岡市出北1丁目3番20号	訪問看護ステーション「サンケア」	延岡市出北1丁目3番20号	平成24年3月31日
有限会社富士	延岡市北方町角田丑13-69番地90	訪問看護ステーションきたかた	延岡市北方町角田丑13-69番地90	平成22年11月1日
医療法人敬和会	都城市郡元1丁目9番地5	ホームケアほっと郡元	都城市志比田町10871番地	平成24年3月31日

宮崎県告示第482号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町石山字谷ノ口3380-1、3380-31、字富持3551-2、字瀬口3849-1、3861-1
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第483号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字三久保117-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第484号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字内之畑90-13、90-14

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 485号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字塊所 328-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 486号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字前奥 2131-1、2140、2143-1、2144-1、2144-2、2144-4 から 2144-6 まで、2146-1、2146-2、2152、2154、2155-1、2162、2163-1、2163-2、2169-1、2170-5、2172、2173-2、2173-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 487号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月 28日から平成24年 7 月 12日まで

宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町3838番3地先から同市同町3838番3地先まで	旧	25.2~28.2	28.6
			市同町3838番3地先まで	新	25.2~31.6	28.6

宮崎県告示第 488号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月 28日から平成24年 7 月 12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町3838番3地先から同市同町3838番3地先まで	平成24年 6 月 28日

宮崎県告示第 489号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 6 月 28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿2丁目1番2号 白鳥ビル2階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ4階
株式会社建築構造セ	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビ

ンター福島事務所	ル1003号室	<p>約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 企画提案競技に参加する者に必要な資格</p> <p>平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発含む。）の者（以下「参加資格者」という。）であり、かつ、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 営業に関し法令上必要とする許可又は登録を受けている者</p> <p>(2) この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者</p> <p>(3) 過去3年以内に、上記1の(1)と同種のシステムに係る同規模以上の開発実績を有している者</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化推進担当</p> <p>(2) 期間 平成24年6月28日（木）から平成24年8月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 電子申請ASPサービス提供業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配付場所及び配布期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化推進担当 なお、宮崎県ホームページにも掲載する。</p> <p>(2) 期間 平成24年6月28日（木）から平成24年8月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁6号館 621会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>(2) 日時 平成24年7月6日（金） 午後1時30分</p> <p>7 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化推進担当</p> <p>(2) 提出期限 平成24年7月27日（金） 午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）</p> <p>8 参加資格の喪失</p> <p>最優秀提案者の選定までに3の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、参加資格を失うものとする。</p> <p>9 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化推進担当</p> <p>(2) 提出期限 平成24年8月9日（木） 午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）</p> <p>10 サービス提供予定事業者の選定方法</p> <p>資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経てサービス提供予定事業者を選定するものとする。</p> <p>11 企画提案競技に関する事務を担当する部局</p> <p>宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)70</p>
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番39号 日総第5ビル3階	
株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦1丁目17番13号 名興中駒ビル9階	
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町6番地	
株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島 ちゅうぎんビル 704-2号室	
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13 ミツ ネビルディング 604号室	
株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 カーニープレイス佐賀 704号室	
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル 501号	
株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネック ス川原8階	
株式会社建築構造センター南九州事務所	鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 創夢 第一ビル4階	
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設 ビル 308号室	

3 変更しようとする年月日
平成24年6月15日

公 告

電子申請ASPサービス提供業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成24年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 企画提案競技に付する事項

- 業務件名 電子申請ASPサービス提供業務
- 業務の特質等 電子申請ASPサービス提供業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 契約期間 平成24年12月1日から平成27年11月30日まで

2 契約に係る特約事項

- この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契

46

12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Electronic application service offer duties
- (2) Deadline for the submission of proposals : 5:00p.m 9 August 2012
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Policy Department Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7046

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区 (都城市) の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	池江 勉	都城市金田町1901番地 2
理事	白浜 砂雄	都城市郡元 4 丁目21番地 1 号

(任期：平成27年 4 月15日まで)

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	園田 真吾	宮崎市花山手東 2 丁目33番地10
監事	村吉 和久	宮崎市大字田吉 997番地

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	松山 和孝	宮崎市田野町乙2045番地
監事	関師 保光	宮崎市佐土原町東上那珂4995番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、長者井堰土地改良区 (小林市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	里岡 弘幸	小林市真方5445番地 1
理事	白ヶ澤 次助	小林市真方5481番地 1
理事	吉丸 寧雄	小林市真方5459番地 2
理事	重山 正雄	小林市真方5638番地 1
理事	吉ノ蘭 光男	小林市真方5594番地
理事	北ノ蘭 政美	小林市真方4657番地
理事	竹ノ下 幸満	小林市真方5571番地
理事	齋藤 實愛	小林市真方 783番地
監事	森岡 與津男	小林市真方5384番地
監事	原 勝次	小林市真方5601番地

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	吉丸 昌宏	小林市真方5460番地
理事	森岡 與津男	小林市真方5384番地
理事	山田 福雄	小林市真方5478番地 1
理事	吉ノ蘭 武夫	小林市真方5837番地
理事	海蔵 幸一郎	小林市真方5587番地 1
理事	時任 昌武	小林市真方4895番地 3

理 事	齋 藤 實 愛	小林市真方 783番地
理 事	吉 留 勇 夫	小林市真方2926番地 4
監 事	白ヶ澤 次 助	小林市真方5481番地 1
監 事	原 勝 次	小林市真方5601番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三原尾野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	新 名 正 一	高千穂町大字押方2827番地
理 事	佐 藤 厚	高千穂町大字押方2966番地
理 事	佐 藤 宣 義	高千穂町大字押方2843番地
監 事	佐 藤 誠	高千穂町大字押方2844番地
監 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	興 梶 岩 男	高千穂町大字押方2954番地
理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
理 事	新 名 正 一	高千穂町大字押方2827番地
理 事	佐 藤 厚	高千穂町大字押方2966番地
監 事	佐 藤 宣 義	高千穂町大字押方2843番地
監 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分をした年月日
平成24年 6 月19日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社椎葉工務店
宮崎市元宮町 9 - 8
宮崎県知事許可（般-21）第 10785号
- 処分を受けた者の代表者の氏名
椎葉 淑基
- 処分の内容
平成24年 7 月 4 日から平成24年 7 月18日までの15日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。
注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 処分の原因となった事実
有限会社椎葉工務店が、宮崎県発注の「平成23年度みやざき学園グループケア施設建設主体工事」に関して、実際は元請業者から工事を下請けしていないにもかかわらず、元請業者宛の見積書、注文請書に会社印を押すなどして、元請業者との下請契約を偽装したことは、建設業法第28条第 1 項第 2 号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分をした年月日
平成24年 6 月19日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社マスジュウ
宮崎市下北方町野田 590- 1
宮崎県知事許可（特-23）第5158号
- 処分を受けた者の代表者の氏名
増田 十郎
- 処分の内容
平成24年 7 月 4 日から平成24年 7 月25日までの22日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。
注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 処分の原因となった事実
株式会社マスジュウが、宮崎県発注の「平成23年度みやざき学園グループケア施設建設主体工事」において、事実と異なる内容の一部下請負通知書を作成して発注者の宮崎県に提出したことは、建設業法第28条第 1 項第 2 号に該当する。
また、当該工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 で定める軽微な工事の範囲を超える下請契約を締結したことは、同法第28条第 1 項第 6 号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、

建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日
平成24年 6 月19日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
クリエイト工業
宮崎市学園木花台桜2-32-16
建設業許可なし
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
朝来野 敏秀
- 4 処分の内容
平成24年 7 月 4 日から平成24年 7 月 6 日までの 3 日間、建設業の営業の全部
- 5 処分の原因となった事実
クリエイト工業が、宮崎県発注の「平成23年度みやざき学園グループケア施設建設主体工事」に関して、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第 1 条の 2 に規定する軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負ったことは、同法第28条第 2 項第 2 号に該当する。

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成24年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字大原1807番 4、1808番 1	都城市栄町27号 2 番地 1 株式会社グリーン商事

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年 6 月28日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 医療情報端末機器 (パソコン等) 一式
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書及び入札説明書による
 - (3) 物品納入期限 平成25年 1 月31日
 - (4) 納入場所 県立宮崎病院、県立日南病院、県立延岡病院
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

をすべて満たす者とする。

- ア 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で、営業種目が文具・事務機類 (OA 機器) のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- エ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第 93号) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年 7 月24日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629
- (2) 期間 平成24年 6 月28日から平成24年 8 月 8 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 期間 平成24年 6 月28日から平成24年 8 月 8 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 3 号館 5 階 351号会議室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号
- (2) 日時 平成24年 7 月10日 午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 提出期限 平成24年 8 月 8 日 午後 5 時
- (3) 提出方法持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 3 号館 5 階 351号会議室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号
- (2) 日時 平成24年 8 月 9 日 午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部署等

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1

丁目 9 番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Medical Information Terminal Equipment 1 set
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 8 august, 2012
- (3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10, Tachibanadori Higasi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7629

--	--